

刑 総 第 1 2 1 5 号

平成22年 8 月23日

埼玉県警察本部長

証拠品保管センター運用要領の制定について

(概要)

本通達は、証拠物件の取扱い及び保管について、警察署の証拠物件保管場所の狭あい化を緩和し、証拠物件の適正管理を図るために、証拠品保管センターを設置及び運用に関して

- 保管対象証拠物件
- 保管委託手続
- 搬入方法
- 点検

等の必要な事項を定めている。